

「香川銀行法人インターネットバンキングサービス利用規定」の一部改正のお知らせ

「香川銀行法人インターネットバンキングサービス利用規定」を、以下のとおり一部改正いたしましたのでお知らせいたします。

1. 利用規定の改正日

平成 30 年 12 月 25 日

2. 利用規定の改正内容

改正	現行
<p>第 6 条 契約者情報等の取扱い</p> <p>(1) 当行は、次の契約者情報を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行いません。 契約者が本サービスの利用申込時に届け出た契約者に関する情報、および契約者より登録された本サービス使用者に関する情報、また、第 7 条 項の定めに基づき変更された情報（以下「契約者情報」といいます）。 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の情報（以下「契約者取引情報」といいます）。</p> <p>(2) 契約者は、契約者情報および契約者取引情報（以下「契約者登録情報」といいます）につき、当行がつぎの目的のために業務上必要な範囲で使用するをあらかじめ承諾するものとします。 新商品、新サービスの企画・開発 ダイレクトメールの発送 契約者の管理 金融 E D I 情報を活用した案内・提案 その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為</p> <p>(3) 当行は次の場合を除き契約者登録情報を第三者に開示しないものとします。 あらかじめ契約者の同意が得られた場合 法令に基づき開示が求められた場合 個別の契約者を識別できない状態で提供する場合 当行関連会社に対して、当該契約者への商品・サービス等の案内をはじめとする、その他業務への利用のため提供する場合</p> <p>(4) 当行は、当行が定める所定の期間を経過した時は、契約者登録情報を破棄することができるものとします。</p> <p>(5) 本規定において当行関連会社とは、トモニシステムサービス株式会社を指します。</p> <p>(6) 当行は、契約者に事前に通知することなく当行関連会社の範囲を変更することができるものとします。当該変更を行った場合は、当行は変更実施後に当行所定の方法により契約者へ通知します。契約者が当該変更承諾しない場合は、当行は本サービスの契約を解約することができるものとします。</p>	<p>第 6 条 契約者情報等の取扱い</p> <p>(1) 当行は、次の契約者情報を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行いません。 契約者が本サービスの利用申込時に届け出た契約者に関する情報、および契約者より登録された本サービス使用者に関する情報、また、第 7 条 項の定めに基づき変更された情報（以下「契約者情報」といいます）。 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の情報（以下「契約者取引情報」といいます）。</p> <p>(2) 契約者は、契約者情報および契約者取引情報（以下「契約者登録情報」といいます）につき、当行がつぎの目的のために業務上必要な範囲で使用するをあらかじめ承諾するものとします。 新商品、新サービスの企画・開発 ダイレクトメールの発送 契約者の管理 その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為</p> <p>(3) 当行は次の場合を除き契約者登録情報を第三者に開示しないものとします。 あらかじめ契約者の同意が得られた場合 法令に基づき開示が求められた場合 個別の契約者を識別できない状態で提供する場合 当行関連会社に対して、当該契約者への商品・サービス等の案内をはじめとする、その他業務への利用のため提供する場合</p> <p>(4) 当行は、当行が定める所定の期間を経過した時は、契約者登録情報を破棄することができるものとします。</p> <p>(5) 本規定において当行関連会社とは、トモニシステムサービス株式会社を指します。</p> <p>(6) 当行は、契約者に事前に通知することなく当行関連会社の範囲を変更することができるものとします。当該変更を行った場合は、当行は変更実施後に当行所定の方法により契約者へ通知します。契約者が当該変更承諾しない場合は、当行は本サービスの契約を解約することができるものとします。</p>
<p>第 10 条 免責事項</p> <p>(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、契約法人 ID、管理者パスワード等または取引情報が漏洩し、あるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。（第 9 条の適用がある場合を除く。）</p> <p>(3) システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合があります。そのために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由（コンピュータウイルス等）により契約者に生じた損害に対し、当行は責任を負いません。（第 9 条の適用がある場合を除く。）</p> <p>(5) 災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延、また金融 E D I 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これにより生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 本サービスに使用する契約者自身の機器および通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者自身の責任において確保してください。当行は、当契約により通信機器が正常に稼働することを保証するものではありません。通信機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損</p>	<p>第 10 条 免責事項</p> <p>(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、契約法人 ID、管理者パスワード等または取引情報が漏洩し、あるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。（第 9 条の適用がある場合を除く。）</p> <p>(3) システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合があります。そのために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由（コンピュータウイルス等）により契約者に生じた損害に対し、当行は責任を負いません。（第 9 条の適用がある場合を除く。）</p> <p>(5) 災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 本サービスに使用する契約者自身の機器および通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者自身の責任において確保してください。当行は、当契約により通信機器が正常に稼働することを保証するものではありません。通信機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損</p>

<p>害について当行は責任を負いません。</p> <p>(7) 当行が各種書面に使用された印影を代表口座ならびに登録口座の届出印鑑の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 本規定に定める各事由により取引の依頼が無効となった場合、当行は契約者に対し、当該取引が無効となったことを通知する義務を負わないものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(9) 契約者が本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害を請求できるものとします。</p>	<p>害について当行は責任を負いません。</p> <p>(7) 当行が各種書面に使用された印影を代表口座ならびに登録口座の届出印鑑の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 本規定に定める各事由により取引の依頼が無効となった場合、当行は契約者に対し、当該取引が無効となったことを通知する義務を負わないものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(9) 契約者が本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害を請求できるものとします。</p>
--	--

以上